

源泉所得税

3 源泉所得税

利用上の注意

この章は、源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果から成っている。

源泉所得税課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。

民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、所得階級別等に人員、給与、税額等の構造を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、3 - 1 の課税状況の関連数値と若干の差がある。

参 考

源 泉 徴 収 税 率（平成 14 年分）

- 1 利子所得（源泉分離） 15%

- 2 配当所得
 - (1) 株式等
 - イ 総合課税分 20%
 - ロ 源泉分離分 35%
 - ハ 確定申告不要分 20%
 - (2) 証券投資信託の収益の分配
 - イ 公募証券投資信託の収益の分配（源泉分離） 15%
 - ロ 私募証券投資信託の収益の分配（総合課税） 20%
 - ハ 特定株式投資信託の収益の分配（総合課税） 20%

- 3 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は 16%）

- 4 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離） 20%

- 5 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)

- 6 退職所得
 - (1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 (略)
 - (2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%

